

## 訪問看護医療情報連携加算に係る揭示について

当訪問看護事業所では、在宅療養を行っているご利用者様の診療情報等について、連携機関（他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業所もしくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者もしくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等）と ICT（情報通信技術）を用いて共有し、常に確認できる連携体制をとっています。

訪問看護医療情報連携加算 1,000 円（月 1 回）

### < 施設基準 >

- ・ 利用者の診療情報等について医療機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有すること
- 記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- 診療情報等の共有は利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- 参加者の範囲が随時設定可能であること。
- 参加者が診療情報等を常時閲覧取得可能で利用者ごとに時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
- 参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
- 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気をつけるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。

### < 連携機関 >

鶴ヶ島在宅医療診療所 東松山在宅医療診療所 南町クリニック  
北坂戸ファミリークリニック  
こむぎ薬局 アイセイ薬局坂戸西店 エース薬局坂戸調剤センター  
居宅介護支援事業所さくら ニチイ北坂戸 ポピー ハートサービス坂戸  
坂戸市地域包括支援センター  
坂戸市障害者相談支援センターぽんて